

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

大阪ガス株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」等に対するコメント

平成 29 年 7 月 20 日に貴委員会より公表されました、「収益認識に関する会計基準（案）」等に対するコメント募集につきまして、下記の通りコメントを申し上げます。

今後の審議等におかれまして、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

記

【質問 1～3、及び質問 5～8】

特にコメントはございません。

【質問 4】重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意します。

これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表等の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、IFRS 第 15 号における取扱いとは別に、代替的な取扱いを定めるという考え方に賛同いたします。

上記の趣旨の下、ガス事業者において従来より適用してきた「検針日基準」での収益認識についても代替的な取扱いとして認めて頂けますよう、以下の通り要望いたします。

【要望の概要】

- ガス事業者におけるガス販売に係る収益は、過去からの実務慣行や法人税法上での収益計上基準として認められていることを理由に「検針日基準」が適用されてきた。
- 一方、収益認識に係る会計基準（案）においては、顧客の需要に応じてガス事業者が供給を行う都度、履行義務が充足されるものと見なされ、第35項（1）の要件に当てはまることから「一定の期間にわたり充足される履行義務」と整理され、検針日から月末日までのガス売上の見積計上が求められる可能性がある。
- 検針日～月末日までのガス売上高を合理的に見積もることは極めて困難である一方で、毎月検針を行っていることから会計期間と検針期間の乖離は小さく、会計上の重要性も乏しいものとする。
- 新たに見積計上の要素を導入することにより、会計数値の不確実性が生じ、さらには財務諸表の比較可能性を損ねる恐れもあることから、ガスの小売供給契約に係る収益認識においては従来通り「検針日基準」が適用できるよう会計基準上の措置を要望いたします。

【以下、詳細】

1. 合理的な見積の困難性

(1) ガス料金の算定方法

- ガス料金は、販売量に応じて月ごとに適用される基本料金＋従量料金（単位料金×ガス使用量）にて計算される。販売量によって適用される料金テーブルが変わるため、合理的な見積を行うには、数百万戸に上る各需要家の販売量を個別に見積もる必要がある。

※当社の家庭用一般ガス供給約款料金表

料金表	料金区分	当月（10月）	翌月（11月）
A料金	基本料金	745.2	745.2
	単位料金	159.38	158.85
B料金	基本料金	1,337.40	1,337.40
	単位料金	129.77	129.24
C料金	基本料金	1,595.90	1,595.90
	単位料金	124.6	124.07
D料金	基本料金	2,021.90	2,021.90
	単位料金	120.34	119.81
E料金	基本料金	3,423.90	3,423.90
	単位料金	113.33	112.8
F料金	基本料金	3,738.90	3,738.90
	単位料金	112.43	111.9
G料金	基本料金	6,818.90	6,818.90
	単位料金	106.27	105.74
H料金	基本料金	7,138.90	7,138.90
	単位料金	105.95	105.42

料金表	ガスご使用量
A料金	0m3/月から20m3/月まで
B料金	20m3/月をこえ50m3/月まで
C料金	50m3/月をこえ100m3/月まで
D料金	100m3/月をこえ200m3/月まで
E料金	200m3/月をこえ350m3/月まで
F料金	350m3/月をこえ500m3/月まで
G料金	500m3/月をこえ1000m3/月まで
H料金	1000m3/月をこえる場合

単位：基本料金＝円/月 単位料金＝円/m³
基本料金、単位料金には消費税等相当額を含みます。

- また、原料費調整制度による調整を月毎に行っており、例えば同じ3月実使用分であっても、検針が3月か4月かで適用料金単価が異なるため、原料費変動を予測し適用料金単価を見積もる必要がある。

(2) ガス販売量の見積

- 検針日から月末日までのガス販売量を見積もる場合において、ガス販売量は以下のような多数の推定困難な要素に大きく影響を受けるため、合理的な見積を行うことは極めて困難である。
- また、仮に見積を行ったとしても、実際には月末時点での検針を行わないことから、会計期間における実際の販売量が算定され得ず、実績との比較により見積の合理性を検証することができない。結果として、非合理的な方法で算定された数値が是正されることなく、毎年計上され続ける恐れがある。
- さらに、各ガス事業者の事業特性が異なることから、その見積の方法を完全に共通化することは困難であり、検針日基準という見積要素の介在しない基準で作成されてきた各社財務諸表の比較可能性を却って損ねる恐れがある。
- ガス販売量はガス事業者にとって主要な業績指標であり、有価証券報告書等の開示資料において一定のルールに基づき過去より情報開示を行っている。投資家等にとって誤解のない情報開示という観点からも慎重な検討が必要と思われる。

＜ガス販売量に影響を与える要素の例＞

変動要素	見積の困難性
顧客数の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・新規顧客との契約、他事業者への離脱等により顧客数は変動し、ガス販売量も影響を受けるが、その精緻な予測は難しい。 ・特に自由化により需要家の流動性が高まり、新規や離脱による販売量を予測することは極めて困難
気温の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・気温によりガス販売量は変動するが、変動幅は、業態や使用しているガス機器等によっても異なるため、正確に見積することは難しい。 ・夏場においては気温により冷房空調販売量が大きく変動する。 ・特に、年度末にあたる3-4月頃は気温変動に加え、暖房を使用するかどうかの意思決定における個人差が大きくなるため、暖房需要への影響を予測しづらい。
水温の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・水温によりガス販売量（特に給湯需要）は変動するが、気温や水源地の状況（降雪・雪解け等）、降水量等の要素に影響を受けると思われ、これを合理的に予測することは困難。
消費機器の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の消費機器の購入や廃棄、買換え等によりガス販売量は影響を受けるが、その正確な予測は難しい。 ・さらに、大規模なガス設備の故障等、重大なトラブルが発生し使用不可となった場合、実販売量と見積販売量との誤差が拡大する恐れがある。
契約変更による変動	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の購入や買い替え等により、家庭用顧客においても、適用約款の変更が発生し、販売単価も変更されるが、これを合理的に予測することは困難。 ・家庭用・業務用等の用途別、所有機器別等に多数の料金プランがあり、それぞれ季節や販売量に応じて適用するテーブルが異なる料金体系と

	していることから、料金プラン毎に販売量を想定する必要がある
設備の使用 選択による 変動	例えば、油ボイラーとの併用需要家（コージェネレーション）においては油・電気の市場価格を鑑みコージェネレーション使用比率を変えるため、ガス販売量に影響を与えるが、その予測は困難。

2. 重要性

- 日本では毎月検針を実施していることから、検針日基準を継続しても収益認識の期ずれは小さく、収益を認識する期間は同じ（1年間）であることから、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせるものではないと考える。

（参考）

収益認識に係る会計基準（案）第 35 項

（一定の期間にわたり充足される履行義務）

35. 次の(1)から(3)の要件のいずれかを満たす場合、資産に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する

（適用指針[設例 7]）。

(1) 企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すること

<以下、略>

収益認識に関する会計基準の適用指針（案）第 144 項

2. 重要性等に関する代替的な取扱い

144. 本適用指針では、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、IFRS 第 15 号における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いを定めている。

以 上